

神奈川県における未病センター認証要綱

神奈川県では、超高齢社会を迎えている中、子どもから高齢者まで誰もが笑って元気に生き生きとくらせる社会の実現をめざし、「かながわ未病改善宣言」のもと、「食」、「運動」、「社会参加」の3つを柱とする「未病改善」の取組を、市町村、企業・団体、地域コミュニティなどと連携しながら推進しており、県民に「未病改善」に取り組む機会を提供するため、この要綱を制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県における未病センターの認証に関し、必要な事項等を含め、その普及を図り、県民の「未病を改善する」取組を継続的に行うことができる環境づくりを促進することを目的とする。

(未病センター)

第2条 この要綱において「未病センター」とは、「かながわ未病改善宣言」に基づく「未病を改善する」取組の実践・継続の支援を行う場所等をいい、地域において「未病」の概念の普及を行う中核として、次の各号に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 身体測定、体力測定、チェックリスト等、簡易な方法による健康状態の把握ができること。
- (2) 健康に関する相談又は助言ができること。
- (3) 健康づくりに関する情報提供ができること。

2 前項の機能のほか次の各号に掲げる機能について付加できるものとする。

- (1) 健康づくりについての改善プログラムの実践又は情報提供ができること。
- (2) コミュニケーションや情報交換等の機会を提供できること。
- (3) 前各号に掲げるほか「未病を改善する」取組に資する機能。

3 第4条第2項第2号に定める未病センターの名称中には「未病センター」を用いるものとし、必要に応じ通称名を併用することができるものとする。ただし、通称名は、当該未病センターを的確に表すものとする。

4 「未病センター」の名称は、第4条の認証を受けた場所等のみで使用できるものとする。

(基本原則)

第3条 未病センターは、前条に定めるもののほか、別に定める基本原則（以下「基本原則」という。）によることとする。

（認証）

第4条 神奈川県知事（以下「知事」という。）は、未病センターを設置しようとする者の申請に基づき、当該未病センターが次条に定める基準に適合する旨の認証を行うことができる。

2 前項の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び所在地
- (2) 未病センターの名称、所在地及び連絡先
- (3) 未病センターの通称名（通称名を併用する場合に限る）及び面積
- (4) 未病センターの運営の概要

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 未病センター申請場所の位置図、平面図又は見取図（既存施設の一部を未病センターとする場合は、未病センターの部分を明示すること）
- (2) 未病センターの設置及び運営に関する説明資料（第1号様式の2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 第2条第2項第1号又は第2号の事業を行うときは、それぞれ次の各号に関する説明資料（第1号様式の2）を添付しなければならない。

- (1) 健康づくりについての改善プログラムの実践又は情報提供の方法
- (2) コミュニケーションや情報交換等の機会の提供方法

（認証の基準）

第5条 認証の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと。

エ 神奈川県指名停止等措置要領に定める措置要件に該当し、同要領に定める指

名停止の期間内でないこと。

オ その他未病センターの運営を行う者にふさわしいと知事が認める企業、団体であること。

- (2) 神奈川県内で運営するものであること。
- (3) 基本原則の規定に則していること。
- (4) 継続的な利用につながる日程で運営するものであること。
- (5) 運営上、必要な人員を配置していること。
- (6) 健康状態の把握及びその結果を記録するための措置が図られていること。
- (7) 健康に関する相談又は助言を行うための措置が図られていること。
- (8) 健康づくりに関する情報提供を行うための措置が図られていること。
- (9) 正当な事由によらないで、利用を制限しないこと。
- (10) 緊急時の連絡体制が整備されていること。

(審査会)

第6条 知事は、認証の適否について審査するため、審査会を設置する。審査会の構成員及びその運営に関して必要な事項は別に定める。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、当該認証が行われた日から起算して3年を経過した日以後における最初の3月31日が経過するまでの期間とする。

(認証通知書等の交付)

第8条 知事は、第4条第1項に基づく認証を行ったときは、申請者に対し、認証通知書（第2号様式）を交付するものとする。

2 知事は、申請者に対し、前項の認証通知書に加え、認証書（第2号様式の2）を交付するものとする。

(認証の更新)

第9条 知事は、未病センターの認証を更新しようとする者の申請に基づき、当該未病センターが第5条に定める基準に適合する場合、認証の有効期間を更新することができる。

2 前項の認証の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、更新申請書（第3号様式）、未病センターの設置及び運営に関する説明資料（更新）（第3号様式の2）を知事に提出しなければならない。

- 3 前項の申請は、認証の有効期間が満了する日の3か月前から有効期間が満了する日までに行うことができる。
- 4 第4条第2項から第4項、及び第5条から第7条までの規定は、第1項の認証の更新に準用する。この場合において、これらの規定中「前項の認証」又は「認証」とあるのは「第9条第1項の規定による認証の更新」と、第4条第2項中「第1号様式」とあるのは「第3号様式」と、第3項第2号及び第4項については、「第1号様式の2」を「第3号様式の2」と、第7条中「当該認証が行われた日」とあるのは「従前の当該認証の有効期間が満了する日」と読み替えるものとする。
- 5 知事は、第1項の申請があった場合において、特段の支障がないと判断したときは、第6条による審査会を省略することができる。
- 6 知事は、認証の更新を決定したときは、更新申請者に対し、認証更新通知書（第4号様式）及び認証書（第2号様式の2）を交付するものとする。

（変更の届出等）

第10条 設置者は、第4条第2項第2号から第4号までに掲げる事項又は同条第3項各号に掲げる書類に記載した事項の変更（軽微なものを除く。）を行おうとするときは当該変更を行おうとする日の7日前までに、同条第2項第1号に掲げる事項の変更（軽微なものを除く。）を行ったとき又は認証を受けた未病センターの運営の委譲を受けたときはそれぞれ2月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した変更届出書（第5号様式）及びその他変更内容を明らかにする書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 設置者の名称、代表者の氏名及び所在地
- (2) 変更の内容、時期及び理由

（廃止の届出等）

第11条 設置者は、認証を受けた未病センターを廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した廃止届出書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 設置者の名称、代表者の氏名及び所在地
- (2) 廃止の時期

2 設置者は、未病センターを休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した休止届出書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 設置者の名称、代表者の氏名及び所在地
- (2) 休止の期間及び理由

(認証を受けた未病センターである旨の表示等)

第 12 条 設置者は、認証を受けた未病センターである旨を当該未病センターに表示しなければならない。

- 2 設置者は、第 8 条第 2 項に定める認証書を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(未病センターの運営)

第 13 条 設置者は、未病センターの運営を通じ、県民の「未病を改善する」取組を継続的に支援することに努めるものとする。

- 2 県及び市町村は、未病センターの運営に対し、積極的に協力するものとする。

(報告及び調査)

第 14 条 設置者は、未病センターの営業日数及び利用者数について、毎月末締めで翌月 15 日までに知事に報告するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、申請者若しくは設置者に対し、資料の提出を求め、又は申請者若しくは設置者の承諾を得て申請場所若しくは設置場所等の調査を行うことができる。

(認証の取消し)

第 15 条 知事は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により認証を受けたことが判明したとき。
- (2) 第 5 条に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第 11 条第 1 項に定める廃止届出書（第 6 号様式）が提出されたとき。

(認証の周知)

第 16 条 知事は、認証を行ったときは、認証の日、設置者の名称、未病センターの名称、通称名及び所在地を記載した登録簿を作成し、ホームページで公開するものとする。

- 2 知事は、第 10 条第 1 項の規定により変更届出書（第 5 号様式）が提出された場合にあっては、必要に応じ前項の登録簿を更新しなければならない。
- 3 知事は、前条の規定により認証を取り消したときは、第 1 項の登録簿から抹消し

なければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月8日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた改正前の第6条第1項の規定による認証の有効期間については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。